

平成 26 年 2 月 25 日

溶融亜鉛めっき需要家 様

一般社団法人 日本溶融亜鉛鍍金協会  
理 事 長 横山 丈夫



消費税の円滑かつ適正な転嫁に係るお願いについて

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は溶融亜鉛めっきをご利用頂き、誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、消費税率が平成 26 年 4 月 1 日に現行の 5%から 8%に引き上げられることは、皆様ご承知のことと存じます。また、更なる消費税率の引き上げも検討されております。

消費税率の引き上げに伴い、平成 25 年 10 月 1 日、「消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）」が施行されました。この特別措置法では、既に取り決められた対価から事後的に減額する行為、買ったとき、本体価格での交渉の拒否、報復行為等を禁止しております。

弊協会は溶融亜鉛めっき業を代表し、消費税増税分の確実な転嫁を目的として、2月18日、同第12条の規定に基づき、公正取引委員会に対し、「転嫁カルテル」の実施届を提出したところです。これにより、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における弊協会会員79社が供給する溶融亜鉛めっき製品を対象とする転嫁カルテルは独占禁止法の適用除外となります。

溶融亜鉛めっきは、インフラをはじめとするわが国の鋼構造物等の長寿命化に資する重要なものであります。しかしながら、原材料・燃料価格等の高騰により厳しい経営を余儀なくされております。

溶融亜鉛めっき需要家様におかれては、このような状況をご理解頂き、「適正な価格」で「適正な取引」をお願いいたします。

謹白